## 新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年10月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改	正	後		Ī	<b></b>	正	前		
別表第1 (病院)				別表第2(病院)					
市区町村名	病院の名称	所在地		市区町村名	病院	の名称	所在地		
(略)				(略)			•		
加茂市	(略)	(略)		加茂市	(略)		(略)		
	加茂病院 介護医	加茂市青海町1							
	<u>療院</u>	-9-1							
(略)				(略)					

## 附則

この規程は、公布の日から施行する。